

第四回

参第六号

特別未帰還者給与法（案）

第一条 この法律で「特別未帰還者」とは、もとの陸海軍に属していない者で昭和二十年九月二日から引き続き海外に在つてまだ帰国せず、且つ、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内において未復員者と同様の実情にあるものをいう。

第二条 特別未帰還者には、未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）の規定を準用する。但し、特別未帰還者には、その死亡した場合における遺骨の引取に要する経費並びに昭和二十三年十二月三十一日以前の俸給及び扶養手当は支給しない。

第三条 前条の規定は、国又は地方公共団体の公務員で現に給与を受けている者には適用しない。

第四条 本法の施行に要する経費は、全額国の負担とする。

附 則

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

理 由

陸海軍に属していない者で終戦後引き続き海外に在つて帰国せず且つソビエト社会主義共和国連邦の地域内で未復員者と同様の実情に在る者にも未復員者給与法に準じ、手当その他の給与を支給するの途を拓く必要がある。

これがこの法律案を提出する理由である。